

e タイム^{スリー}3 プラス

(需給契約要綱)

2025 年 10 月 1 日実施

北海道電力株式会社

e タイム³プラス

1 契 約 種 別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、e タイム 3 プラスといたします。

2 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当し、かつ、この契約要綱実施の際現に需給契約要綱の e タイム 3 プラス（2024 年 4 月 1 日実施。以下「旧契約要綱」といいます。）の適用を受けているお客さまを対象といたします。

- (1) お客さまが 1 年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。
- (2) ヒートポンプを利用した電気暖房機もしくは電気給湯器または定格電圧 200 ボルトの電気ロードヒーティングのいずれかの電気機器を使用する需要であること。ただし、定格電圧 200 ボルトの電気ロードヒーティングのみを使用する需要を除きます。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

4 契 約 容 量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気標準約款 [低圧]（以下「標準約款」といいます。）別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

また、お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき次の算式により算定いたします。この場合、電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流は、10 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは

60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

$$\text{入力(ワットアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流(アンペア) または 電流を制限する計量器により制限される電流(アンペア)}}{100 \text{ ボルト}} \times \frac{1}{1,000}$$

5 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 午後時間

毎日午後 1 時から午後 6 時までの時間をいいます。

(2) 朝晩時間

午後時間および夜間時間以外の時間をいいます。

(3) 夜間時間

毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	3,036 円 00 銭
---------	--------------

ロ 契約容量が 7 キロボルトアンペアまたは 8 キロボルトアンペアの場合

1 契約につき	3,564 円 00 銭
---------	--------------

ハ 契約容量が 9 キロボルトアンペア以上の場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	4,092 円 00 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	558 円 80 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 午後 時間

1 キロワット時につき	51 円 02 銭
-------------	-----------

ロ 朝 晩 時間

1 キロワット時につき	43 円 61 銭
-------------	-----------

ハ 夜 間 時間

1 キロワット時につき	26 円 74 銭
-------------	-----------

7 暖房融雪割引

(1)に定める暖房融雪割引対象機器を使用される場合の冬期間の料金は、6（料金）によって料金として算定された金額から、(2)によって算定された暖房融雪割引額を差し引いたものといたします。

この場合の冬期間とは、毎年 12 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 3 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間といたします。

(1) 暖房融雪割引対象機器

暖房融雪割引対象機器とは、次のイ、ロ、ハまたはニに該当するヒートポンプ式暖房機、その他暖房機、ヒートポンプ式ロードヒーティングおよびその他ロードヒーティングをいいます。

イ ヒートポンプ式暖房機

ヒートポンプ式暖房機とは、ヒートポンプを利用した電気暖房機をいいます。

ロ その他暖房機

その他暖房機とは、ヒートポンプ式暖房機および蓄熱式電気暖房器以外の定格電圧 200 ボルトの電気暖房機をいいます。

ハ ヒートポンプ式ロードヒーティング

ヒートポンプ式ロードヒーティングとは、ヒートポンプを利用した定格電圧 200 ボルトの電気ロードヒーティングをいいます。

ニ その他ロードヒーティング

その他ロードヒーティングとは、ヒートポンプ式ロードヒーティング以外の定格電圧 200 ボルトの電気ロードヒーティングをいいます。

(2) 暖房融雪割引額

暖房融雪割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(4)に定める暖房融雪割引上限額を上回る場合の暖房融雪割引額は、(4)に定める暖房融雪割引上限額といたします。

$$\text{暖房融雪割引額} = \text{割引対象額} \times (3)\text{に定める割引率}$$

なお、割引対象額は、その1月の電力量に6(料金)(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

(3) 暖房融雪割引の適用区分および割引率

暖房融雪割引は、使用される暖房融雪割引対象機器にもとづき定める次のいずれかの区分に応じて適用することとし、それぞれの区分に適用する割引率は、次のとおりといたします。

ヒートポンプ式暖房機を使用される場合	10 パーセント
ヒートポンプ式暖房機およびその他暖房機を使用される場合	10 パーセント
ヒートポンプ式ロードヒーティングを使用される場合	10 パーセント
その他ロードヒーティングを使用される場合	10 パーセント
ヒートポンプ式暖房機およびヒートポンプ式ロードヒーティングを使用される場合	10 パーセント
ヒートポンプ式暖房機およびその他ロードヒーティングを使用される場合	10 パーセント
ヒートポンプ式暖房機，その他暖房機およびヒートポンプ式ロードヒーティングを使用される場合	10 パーセント
ヒートポンプ式暖房機，その他暖房機およびその他ロードヒーティングを使用される場合	10 パーセント

(4) 暖房融雪割引上限額

暖房融雪割引上限額は，(3)の区分に応じ 1 月につき次によって算定された金額といたします。

暖房融雪割引 対象機器の総 容量（入力）1 キロボルトア ンペアにつき	ヒートポンプ式暖房機を使用される場合	1, 375 円 00 銭
	ヒートポンプ式暖房機およびその他暖房機を使用される場合	825 円 00 銭
	ヒートポンプ式ロードヒーティングを使用される場合	880 円 00 銭
	その他ロードヒーティングを使用される場合	440 円 00 銭
	ヒートポンプ式暖房機およびヒートポンプ式ロードヒーティングを使用される場合	1, 210 円 00 銭
	ヒートポンプ式暖房機およびその他ロードヒーティングを使用される場合	935 円 00 銭
	ヒートポンプ式暖房機，その他暖房機およびヒートポンプ式ロードヒーティングを使用される場合	825 円 00 銭
	ヒートポンプ式暖房機，その他暖房機およびその他ロードヒーティングを使用される場合	715 円 00 銭

なお、暖房融雪割引対象機器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、暖房融雪割引対象機器の総容量（入力）は、(3)の区分がヒートポンプ式暖房機を使用される場合、ヒートポンプ式暖房機およびその他暖房機を使用される場合、ヒートポンプ式ロードヒーティングを使用される場合、その他ロードヒーティングを使用される場合ならびにヒートポンプ式暖房機およびヒートポンプ式ロードヒーティングを使用される場合は 5 キロボルトアンペアを上回らないものとし、ヒートポンプ式暖房機およびその他ロードヒーティングを使用される場合、ヒートポンプ式暖房機、その他暖房機およびヒートポンプ式ロードヒーティングを使用される場合ならびにヒートポンプ式暖房機、その他暖房機およびその他ロードヒーティングを使用される場合は 10 キロボルトアンペアを上回らないものいたします。

8 使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが需給契約を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

9 そ の 他

(1) 暖房融雪割引対象機器等にかかわる取扱い

イ 暖房融雪割引対象機器またはヒートポンプを利用した電気給湯器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ロ 当社は、暖房融雪割引対象機器またはヒートポンプを利用した電気給湯器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

(2) 暖房融雪割引対象機器に対する料金割引

イ 暖房融雪割引対象機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、暖房融雪割引上限額は、基本料金を日割りする場合に準じて日割計算をいたします。

また、この場合の割引対象額は、料金に変更のあった日の前後の期間ごとに算定いたします。

ロ 標準約款 17（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

ハ 暖房融雪割引対象機器の取付けまたは取替えをされた場合の暖房融雪割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が暖房融雪割引対象機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(3) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

ハ 当社は、標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、暖房融雪割引上限額の日割計算は、基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。

ニ この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この契約要綱は、2025 年 10 月 1 日から実施いたします。

2 対象となるお客さまについての特別措置

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、定格電圧 200 ボルトの電気ロードヒーティングのみを使用する需要であり、お客さまが 1 年を通じてこの契約要綱の適用を希望され、この契約要綱実施の際現に旧契約要綱附則 2（対象となるお客さまについての特別措置）の適用を受けて旧契約要綱の適用を受けており、かつ、当社との協議が整ったお客さまについては、本則 2（対象となるお客さま）にかかわらず、需給契約の消滅またはこの契約要綱から他の契約種別に変更されるまでの間、この契約要綱を適用いたします。ただし、2018 年 4 月 1 日以降に定格電圧 200 ボルトの電気ロードヒーティングのみを使用する需要以外の需要となった場合を除きます。

3 この契約要綱の実施にともなう切替措置

この契約要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。